

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和2年10月29日（令和2年（行情）諮問第549号）

答申日：令和5年2月2日（令和4年度（行情）答申第489号）

事件名：特定日付け輸入承認証有効期間延長申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月30日付け20200501公開関東第1号により関東経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、輸入承認証有効期間延長を申請したが書類不備で受付の段階で受理されなかった。同じ書類で特定税関にて申請を行ったところすぐに受理されて期間の延長が認められた。また、特定県からの輸入許可も受けているが、同じ内容の資料を添付して申請して有効期間延長が認められている。

このため、どのような書類を提出して受理されているか確認したい。

「通常一般には公開されていない」と記載されているが、公開を求めているのではなく、開示請求をしているのであり、公開をされていない情報を不開示とする処分は違法である。公開と開示請求による不開示の判断ができていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和2年4月13日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「紙及び電子により申請のあった輸入承認証有効期間延長に関する以下の申請書類（2018年度提出分のうち2019年1月以降の申請、2019年度提出分に限る）。1. 輸入承認証有効期間延長申請書、輸入承認内容訂正申請、2. 有効期間を延長しようとする

る輸入承認証（写）， 3． 延長を必要とすることを立証する書類（写），
4． 審査に必要として提出された上記以外の書類（提出がある場合。授
権証明書（写）その他委任状を除く）」の開示請求（以下「本件開示請
求」という。）を行い， 処分庁は， 同年5月1日付けでこれを受け付け
た。

- (2) 本件開示請求に対し， 処分庁は， 法11条の規定に基づく開示決定等
の期限の特例を適用して本件対象文書を特定し開示決定等を行うことと
したところであるが， 処分庁において鋭意対応した結果， 開示請求があ
った日から60日以内に本件対象文書の全部を特定し開示決定等を行う
ことができることとなったため， 法9条1項及び11条の規定に基づき，
本件対象文書全部について， 令和2年6月30日付け20200501
公開関東第1号をもって， 法5条1号， 2号イ及び6号に該当する記載
部分を除いて， 原処分を行った。
- (3) 原処分に対し， 審査請求人は， 行政不服審査法（平成26年法律第6
8号。以下「行審法」という。）4条3号の規定に基づき， 令和2年8
月4日付け書面（郵送消印日：8月4日）をもって， 諮問庁に対し， 原
処分を取り消し， 法5条1号， 2号イ及び6号に該当するため不開示と
された部分を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」と
いう。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け， 諮問庁において， 原処分の妥当性につき改めて
慎重に精査したところ， 本件審査請求には理由がないと認められるため，
行審法45条2項の規定に基づく裁決をもって本件審査請求を棄却する
ことについて， 法19条1項の規定に基づき， 情報公開・個人情報保護
審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は， 本件対象文書記載のうち， 法5条1号， 2号イ及び6号に該
当する記載部分を不開示とし， その他の部分を開示する原処分を行った。
原処分において， 不開示とした部分とその理由は， 以下のとおりである。

- (1) 文書1の記名押印又は署名の印影に係る部分については， 認証的機能
を有するものであり， 公にすることにより， 偽造されるおそれがある等，
当該申請者の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも
のとして認められ， 法5条6号に該当するため不開示とした。
- (2) 文書1の申請者名， 住所， 電話番号， 記名押印又は署名及び資格に係
る部分については， 当該申請者に関する情報であって， 当該情報が申請
者の事業上の個別活動に密接に結びついていることから， 公にすること
により， 当該申請者の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
があるものとして認められ， 法5条6号に該当するため不開示とした。
- (3) 文書1の次に掲げる情報については， 公にされていない個々の活動に

関する重要な情報及び商品の詳細等を含む情報であり，公にすることにより，当該申請者の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして認められ，法5条6号に該当するため不開示とした。

ア 整理番号（輸入承認証有効期間延長申請受付に際して付した番号）

イ 承認番号

ウ 「輸入承認証有効期間延長申請書」の「3. 申請の理由」の記載の一部

エ 「輸入（承認・割当）申請書」の「I 申請の明細」の各項目の記載部分

オ 「輸入承認証有効期間延長申請書」及び「輸入（承認・割当）申請書」以外の申請者提出資料

(4) 文書2，文書3及び文書6の担当者名及び電話番号に係る部分については，申請担当者の非公表の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものとして認められ，法5条1号に該当するため不開示とした。

(5) 文書2ないし文書6の「記名押印又は署名」欄及び字句訂正箇所を押印（印影）に係る部分については，認証的機能を有するものであり，公にすることにより，偽造されるおそれがある等，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ，法5条2号イに該当するため不開示とした。

(6) 文書2ないし文書6の申請者名，住所，電話番号，記名押印又は署名及び資格に係る部分については，法人等に関する情報であって，当該情報が事業上の個別取引に密接に結びついていることから，公にすることにより，申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ，法5条2号イに該当するため不開示とした。

(7) 文書2ないし文書6の次に掲げる情報については，通常一般には公開されていない企業間の個々の取引に関する重要な情報及び商品の詳細等を含む情報であり，公にすることにより，申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ，法5条2号イに該当するため不開示とした。

ア 整理番号（輸入承認証有効期間延長申請受付に際して付した番号）

イ 承認番号

ウ 「輸入承認証有効期間延長申請書」の「3. 申請の理由」の記載の一部

エ 「輸入承認申請書」の「I 申請の明細」の各項目の記載部分

オ 「輸入承認申請書」の「III 輸入の承認」の輸入割当証明書の日付及び番号，条件

カ 「輸入承認申請書（裏面）」の「2 ※通関（輸入承認関係）」の
各項目の記載部分（税関の印影部分については日付部分）

キ 「輸入承認証有効期間延長申請書」及び「輸入承認申請書」以外の
申請者提出資料

- (8) 文書7, 文書9, 文書11, 文書12及び文書16の「申請担当者情報」欄の部署名, 氏名, 電話番号及びメールアドレス, 並びに「輸入承認証有効期限延長申請書」の担当名及び電話番号に係る部分については, 申請担当者の非公表の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものとして認められ法5条1号に該当するため不開示とした。
- (9) 文書7, 文書9, 文書11, 文書12及び文書16の申請者名称, 役職名, 氏名, 住所, 郵便番号, 電話番号, 申請者名, 記名押印又は署名及び資格に係る部分については, 法人等に関する情報であって, 当該情報が事業上の個別取引に密接に結びついていることから, 公にすることにより, 申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ, 法5条2号イに該当するため不開示とした。
- (10) 文書7, 文書9, 文書11, 文書12及び文書16の記名押印又は署名の印影に係る部分については, 認証的機能を有するものであり, 公にすることにより, 偽造されるおそれがある等, 当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ, 法5条2号イに該当するため不開示とした。
- (11) 文書7, 文書9, 文書11, 文書12及び文書16の次に掲げる情報については, 通常一般には公開されていない企業間の個々の取引に関する重要な情報及び商品の詳細等を含む情報であり, 公にすることにより, 申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ, 法5条2号イに該当するため不開示とした。

ア 整理番号（申請書受付時にシステムが付与する一意の番号で輸入承認申請受付に際して付した番号）

イ 受理番号

ウ 許可承認証等番号, 承認番号

エ 申請者コード

オ 品目コード

カ 関税率表番号

キ 商品名

ク 原産地 国コード

ケ 船積地域 国コード

- コ 数量
 - サ 単位（数量用）
 - シ 「申請理由，訂正理由」欄の記載の一部
 - ス 「輸入承認証有効期限延長申請書」の「3. 申請の理由」の記載の一部
 - セ 数量割当・金額割当の別
 - ソ 輸入割当証明書取得年月日
 - タ 輸入割当証明書番号
 - チ 「輸入承認証」の「Ⅰ 輸入の承認・輸入割当ての明細」の各項目の記載部分
 - ツ 「輸入承認証」の「Ⅲ 輸入の承認」の輸入割当証明書の日付及び番号，条件
 - テ 「輸入承認証」の「2 通関（輸入承認関係）」の各項目の記載部分（備考欄の「***」の記載を除く）
 - ト 月別裏書実績の計算日時及び各項目の記載部分
 - ナ 「申請内容詳細」「輸入承認証」及び「輸入承認証有効期限延長申請書」以外の申請者提出資料
- (12) 文書8，文書10，文書13，文書14及び文書15の「申請担当者情報」欄の部署名，氏名，電話番号及びメールアドレスに係る部分については，申請担当者の非公表の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものとして認められ法5条1号に該当するため不開示とした。
- (13) 文書8，文書10，文書13，文書14及び文書15の申請者名称，役職名，氏名，住所，郵便番号，電話番号，申請者名，資格に係る部分については，法人等に関する情報であって，当該情報が事業上の個別取引に密接に結びついていることから，公にすることにより，申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ法5条2号イに該当するため不開示とした。
- (14) 文書8，文書10，文書13，文書14及び文書15の次に掲げる情報については，通常一般には公開されていない企業間の個々の取引に関する重要な情報及び商品の詳細等を含む情報であり，公にすることにより，申請者の取引先に関する情報等の当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして認められ法5条2号イに該当するため不開示とした。
- ア 整理番号（申請書受付時にシステムが付与する一意の番号で輸入承認申請受付に際して付した番号）
 - イ 受理番号

- ウ 許可承認証等番号，承認番号
- エ 申請者コード
- オ 品目コード
- カ 関税率表番号
- キ 商品名
- ク 原産地 国コード，地域名称
- ケ 船積地域 国コード
- コ 数量
- サ 単位（数量用）
- シ 「備考」欄の記載の一部
- ス 「申請理由，訂正理由」欄の記載の一部
- セ 数量割当・金額割当の別
- ソ 輸入割当証明書取得年月日
- タ 輸入割当証明書番号
- チ 「輸入承認証」及び「輸入割当証明書」の「Ⅰ 輸入の承認・輸入割当ての明細」の各項目の記載部分
- ツ 「輸入承認証」の「Ⅲ 輸入の承認」の輸入割当証明書の日付及び番号，条件
- テ 「輸入承認証」の「2 通関（輸入承認関係）」の各項目の記載部分（備考欄の「***」「——」の記載を除く）
- ト 月別裏書実績の計算日時及び各項目の記載部分
- ナ 「輸入割当証明書」の「Ⅱ 輸入割当て」の割当数量及び単位（割当額），証明書番号，期間満了日，条件
- ニ 「輸入割当証明書」の「経済産業大臣の記名押印（輸入割当て）」の日付
- ヌ 「輸入割当証明書」の「1 輸入承認状況（輸入割当て関係）」の輸入承認に係る数量（金額），未承認数量（金額）
- ネ 「申請内容詳細」「輸入承認証」及び「輸入割当証明書」以外の申請者提出資料

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は，処分庁が法5条1号，2号イ及び6号に該当するため不開示とした本件不開示部分を開示することを求めているので，以下，本件不開示部分の法5条1号，2号イ及び6号の不開示情報該当性について検討する。

まず，法5条2号イの不開示情報該当性について検討する。本件対象文書は，特定期間に特定事業者から輸入貿易管理令5条2号の規定に基づく申請のあった輸入承認証有効期間延長に関する書類であり，本件不開示部分には，当該申請事業者を特定することができる情報及び当該特定事業者

の個別の輸入承認申請及びその有効期間延長申請に関する具体的かつ詳細な情報が記載されている。

本件不開示部分は、これを公にすると、特定期間に輸入承認申請及びその有効期間延長申請をした特定事業者が明らかになるとともに、当該特定事業者が輸入承認申請及びその有効期間延長申請をした商品の名称、数量、価格、延長理由等の具体的な内容並びに取引の相手先事業者名等が明らかとなり、当該特定事業者の内部管理情報である輸入商品に係る情報及び取引相手先等が明らかとなって、特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

次に法5条6号の不開示情報該当性について検討する。本件不開示部分は、これを公にすると、特定期間に輸入承認申請及びその有効期間延長申請をした特定事業者が明らかになるとともに、当該特定事業者が輸入承認申請及びその有効期間延長申請をした商品の名称、数量、価格、延長理由等の具体的な内容並びに取引の相手先事業者名等が明らかとなり、当該特定事業者の内部管理情報である輸入商品に係る情報及び取引相手先等が明らかとなって、特定事業者の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

最後に、法5条1号の不開示情報該当性について検討する。本件不開示部分は、申請担当者の非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 令和5年1月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる16文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、輸入承認証有効期間の延長に関して、各輸入事業者が行った延長申請に係る申請書及び添付書類であり、このうち、文書1は特定の独立行政法人に係る申請であることが認められる。また、本件対象文書の不開示部分は、申請等担当者に係る部分、記名押印又は署名の印影に係る部分、申請者に係る部分及び輸入内容に係る部分であることが認められる。

(1) 申請等担当者に係る部分について

文書7ないし文書16の担当者の氏名、所属法人名又は所属部署、電話番号及びメールアドレスなど、申請等担当者に係る部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 記名押印又は署名の印影に係る部分について

文書1を除いた各文書の法人及びその代表者の印影については、押印された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものであり、これを公にすることにより、印影が偽造され悪用されるおそれがある。

したがって、当該部分は、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 上記(1)及び(2)を除いた部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 現在、対外取引等の貿易は自由とされているところ、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、特定の貨物及び特定の国・地域を原産地・船積地とする貨物（以下、併せて「特定貨物」という。）を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）及び輸入貿易管理令に基づき、経済産業省令で定める手続に従って、経済産業大臣の承認を受けなければならない。同承認のための申請は、電子申請又は郵送申請（紙申請）により受理しており、また、各申請については、受付の順に整理番号を

付している。

(イ) 経済産業大臣は、上記(ア)に基づく輸入の承認申請を行った事業者等に対し、申請資格、申請書類などの審査を経て輸入承認証を交付し、その際に、輸入承認に係る申請案件ごとに固有の番号(承認番号)を付与している。また、輸入承認の有効期間の延長が必要な場合には、延長の原因が申請者の責に帰すべきものでないことなどの延長を要することを立証する書類とともに輸入承認証有効期間延長申請書を提出させ、電子申請においては輸入承認内容訂正申請(以下、併せて「延長申請」という。)させ、輸入承認証の有効期間の延長を承認している。

(ウ) 本件対象文書は、延長申請に係る申請書及び同申請に係る添付書類であるが、申請内容は、当該申請事業者が行っている個別の事業内容であって、整理番号や承認番号等の特定貨物の輸入申請に伴って付された番号は、申請事業者の申請時期や申請内容と密接に関連していることから、これを公にすると、申請した事業者名を始め、輸入の品目、時期、規模、原産地等が明らかとなる。

したがって、文書1については、特定分野における技術向上に向けた取組に関し、反対する勢力等による妨害等を容易ならしめ、当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、文書1を除いた各文書については、競合する他者に申請事業者の経営方針、経営戦略等が推察され、同種事業への参入、妨害等を容易ならしめる等、当該申請事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 当該部分には、当該輸入承認証延長申請を行った法人の名称、住所及び電話番号、申請者氏名及び役職名、当該輸入承認証延長申請に係る輸入品目、原産地、数量及び取引先等事業の詳細、当該輸入承認証延長申請に係る整理番号、承認番号等、並びに文書1については、記名押印又は署名の印影が記載されていることが認められる。

上記ア(ア)及び(イ)の諮問序の説明に鑑みれば、当該部分のうち別紙の2に掲げる部分を除く部分は、延長申請に係る法人に関する情報であって、事業者間の個々の取引に関する重要な情報及び商品の詳細等を含む情報並びに事業上の個別取引に密接に結び付いた情報であると認められる。

そうすると、当該部分のうち別紙の2に掲げる部分を除く部分を公にすることにより、輸入の品目、時期、規模、原産地等個別の事業内容及び当該事業を営む申請事業者名が明らかとなり、文書1については、特定分野における技術向上に向けた取組に関し、反対する勢力等による妨害等を容易ならしめ、文書1を除いた各文書につい

ては、当該申請事業者の経営方針、経営戦略等が競合する他者に推察され、同種事業への参入、妨害等を容易ならしめるなどの上記ア（ウ）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえ、文書1については、当該独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、文書1を除いた各文書については、当該申請事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙の2に掲げる部分は、当該申請の順に付された単なる整理番号であり、これを公にしても輸入の品目、時期、規模、原産地等個別の事業内容及び当該事業を営む申請事業者名が明らかになるとはいえず、当該申請事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、当該独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないので、法5条2号イ及び6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 申請年月日：2019年1月7日，希望する有効期間満了日：2019年3月31日（紙申請）
- 文書2 申請年月日：31年4月3日，希望する有効期間満了日：2019年11月02日（紙申請）
- 文書3 申請年月日：令和1年10月1日，希望する有効期間満了日：2020年04月02日（紙申請）
- 文書4 申請年月日：2019年10月18日，希望する有効期間満了日：2020年1月31日（紙申請）
- 文書5 申請年月日：2019年10月18日，希望する有効期間満了日：2020年1月31日（紙申請）
- 文書6 申請年月日：2年03月17日，希望する有効期間満了日：2020年10月02日（紙申請）
- 文書7 申請年月日：2019/01/18，延長後有効期間満了日：2019/07/26（電子申請）
- 文書8 申請年月日：2019/01/29，延長後有効期間満了日：2019/07/25（電子申請）
- 文書9 申請年月日：2019/03/22，延長後有効期間満了日：2019/09/28（電子申請）
- 文書10 申請年月日：2019/04/10，延長後有効期間満了日：2019/10/18（電子申請）
- 文書11 申請年月日：2019/08/07，延長後有効期間満了日：2020/02/18（電子申請）
- 文書12 申請年月日：2019/08/07，延長後有効期間満了日：2020/02/18（電子申請）
- 文書13 申請年月日：2019/08/21，延長後有効期間満了日：2020/03/19（電子申請）
- 文書14 申請年月日：2019/09/19，延長後有効期間満了日：2020/04/18（電子申請）
- 文書15 申請年月日：2019/09/24，延長後有効期間満了日：2020/04/23（電子申請）
- 文書16 申請年月日：2019/12/24，延長後有効期間満了日：2020/07/02（電子申請）

2 開示すべき部分

各文書の整理番号